

議題1

令和7年度 第4回 富田林市交通会議における臨時会長について

令和7年度 第4回 富田林市交通会議(以下「今回会議」といいます。)は、前任の交通会議委員の任期満了に伴う改選後、初めての会議となり、新たに会長の選任が必要となります。

このため、本来でしたら、富田林市交通会議設置要綱第5条第1項により、委員の互選により会長を選任する必要がありますが、今回会議は緊急により協議調整する事項が生じたため開催するものであることから、互選の方法では、今回協議する議題の緊急性にそぐわないため、つきましては、今回会議に限り、前任の会長である、富田林市副市長の音羽伸彦委員を臨時会長とするものです。

併せて、議長においても、同要綱第6条第1項により議長を指名するところですが、同様の開催趣旨により、今回の書面会議に限り、臨時会長が議長の職を兼ねるものです。

なお、今回会議の臨時会長は、会議結果の報告をもってその職を解くものとし、次回以降初めて開催される対面による会議において、同要綱の規定に基づき会長を互選により選任し、また、議長を会長において指名することを申し添えます。

以上